

令和 8 年 9 月 3 日
環 境 政 策 部
砧 清 掃 事 務 所

議会の委任による専決処分の報告
(宅配ボックス損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和 8 年 2 月 2 3 日 (月) 午前 8 時 2 0 分頃 (天候：晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区 (以下「甲」という。) 砧清掃事務所の職員が、マンション敷地内にある集積所からごみを収集するために、清掃車両を後退し、マンション敷地内の歩道状空地に乗り上げた際、歩道状空地内に設置されているアマゾンジャパン合同会社 (以下「乙」という。) 所有のロッカーの扉に清掃車両の左後方部を接触させた。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

- 2 損害賠償額 7 7 0, 4 5 6 円
 (自動車保険により全額補てんされる。)

- 3 専決処分日 令和 8 年 7 月 3 0 日